自主防災組織ハンドブック

令和6年度

岐阜市

**はじめに**

このハンドブックは、現在岐阜市内50地区ごとに結成されている自主防災組織において、各組織の防災担当者が参考とすべき「自主防災組織規約(例)」、「地域防災コミュニティ計画(例)」や「防災訓練の実施計画(例)」を示し、各自主防災組織での活動をすすめていく際に活用していただくための手引きとなっています。

これまで取り組んでいただいている自主防災活動をさらに充実させるためにこの「ハンドブック」をご利用ください。

**新たに自主防災隊長になられました自治会連合会長様へ**

　地域防災力向上のため、自治会連合会長様をはじめ地域の皆様には大変お世話をおかけします。どうぞよろしくお願い致します。

　これまでも様々な形で地域行事に関わっていただいていたものと思いますが、改めて自主防災組織について分かりやすく説明した冊子となっております「自主防災組織ハンドブック」や、併せて配布いたします「避難所運営マニュアル（簡易版）」により、避難所開設時にも困らないよう心掛けました。

　また、各地域の平素からの防災活動をサポートできるよう、都市防災部に地域担当職員を割り当てておりますので、ご不明な点があれば地域担当職員にいつでもお問い合わせください。

　なお、自主防災隊長様の円滑な引継ぎのため、一番先にご確認いただきたいことを下記のとおり記載しています。円滑な避難所運営のためご協力をお願い致します。

令和6年４月

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　都市防災部 都市防災政策課

**～鍵の引継ぎはお済ですか？ご確認をお願いします～**

　避難所開設・運営に必要な鍵の引継ぎを確実にお願いします。なお、自主防災組織に貸与している鍵には以下のようなものがあります。恐れ入りますが、別途鍵の受領書をお持ちしますのでご記入の上提出をお願いします。（地域により該当がないものもあります）

　１．地区公民館（一番先に開設する避難所です。地域災害対策本部にもなります。）

　２．小学校体育館（公民館で避難者を収容できない場合に開設します。）

　３．防災倉庫（市の備蓄品が格納されています。地域で購入されたものが保管されている場合もあります。）

　４．震災用消防器具庫（小型動力ポンプ、ホースなど消火・給水活動用器具が格納）

　５．LPガスボンベ庫（都市ガス供給地域のみ）

　６．防災行政無線屋外子局

　７．小学校体育館エアコン（停電時運転盤を開けるためのもの）

目　　次

１．　自主防災組織と「地域防災コミュニティ計画」

　　　について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・　　3

２．　自主防災組織規約（例）　　　　　　　　　　　　・・・　　5

３．　地域防災コミュニティ計画（例）　　　　　　　　・・・　　9

４．　訓練実施計画例

　　　　　　　　①－１．個別訓練（救出・救護）　　　・・・　24

　　　　　　　　①－２．個別訓練（普通救命講習）　　・・・　25

　　　　　　　　①－３．避難所開設・運営訓練（感染症対策）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・ 26

　　　　　　　　②．総合訓練　　　　　　　　　　　　・・・　27

　　　　　　　　③．体験イベント型訓練　　　　　　　・・・　28

　　　　　　　　④．図上訓練（ＤＩＧ）　　　　　　　・・・　29

　　　　　　　　⑤．避難所運営ゲーム（ＨＵＧ）　　　・・・　30

　　　　　　　　⑥．クロスロード　　　　　　　　　　・・・　31

　≪新年度の各種手続き≫　　　　　　　　　　　　　　・・・　32

　　　・委員変更届出書　　　　　　　　　　　　　　　・・・　33

５．　岐阜市自主防災組織強化対策補助金　　　　　　　・・・　34

　　　　・補助金等交付申請書の提出について

　　　　・申請書類について

　　　　・補助金交付手続きについて（自主防災組織活動事業）

　　　　・収支予算書作成に係るお願い

　　　　・相手方登録の変更について

　　　　補助事業の実績報告について　　　　　　　　　・・・　47

　　　　備品管理台帳の作成について　　　　　　　　　・・・　54

　　○岐阜市自主防災組織連絡協議会負担金一覧表　　　・・・　56

６．　防災士育成支援事業　　　　　　　　　　　　　　・・・　57

**１．自主防災組織と「地域防災コミュニティ計画」について**

岐阜市における自主防災組織は、市内の自治会連合会単位で組織された災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第２条の2第１項第2号に規定する、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織です。本市では、昭和３４年の伊勢湾台風の被害を受けて長良西地区で設立されたのを皮切りに、その後、昭和５１年の９.１２豪雨災害を経て、全５０地区において設立されました。（「各自主防災組織の発足年月日」―別表　参照）

自主防災組織の設立時には、組織ごとに「地域防災計画」を策定されましたが、平成１８年度に各自主防災組織で、それぞれの地域特色を活かした「地域防災コミュニティ計画」へ更新を行いました。

現在は、東日本大震災を受け改正した「岐阜市地域防災計画」の内容を各地域に反映させるため、地域毎に見直しを実施されていますが、平成２６年度からは、災害対策基本法第４２条第３項における「地区防災計画」としての性格を併せ持つ計画となるよう強化していくことが望ましいと考えております。

また、**当該計画は、地域の状況変化や実態に合わせ、その都度見直しを行うため、地域の防災会議などで毎年話し合う必要があります。**

**災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）　抜粋**

第２条の２（略）

二 　国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

第42条（略）

２（略）

３　市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

各自主防災組織の発足年月日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ブロック | 自主防災組織名 | 発足年月日 | 自主防災組織名 | 発足年月日 |
| 中部１ブロック | 金華自主防災隊 | S56.8.20 | 京町自主防災隊 | S53.7.22 |
| 明徳自主防災隊 | S55.4.1 | 梅林自主防災隊 | S56.4.13 |
| 白山自主防災隊 | S54.12.2 | 華陽自主防災隊 | S55.10.1 |
| 中部2ブロック | 徹明自主防災隊 | S54.5.1 | 本郷自主防災隊 | S54.10.1 |
| 木之本自主防災隊 | S56.9.1 | 本荘自主防災隊 | S52.6.28 |
| 鏡島自主防災隊 | S51.11.1 |  |  |
| 東部１ブロック | 岩自主防災隊 | S55.2.1 | 芥見校区自主防災隊 | S55.9.1 |
| 芥見南自主防災隊 | S58.2.28 | 芥見東自主防災隊 | S53.7.4 |
| 東部２ブロック | 日野校区自主防災隊 | S57.2.6 | 長森西自主防災隊 | S59.5.12 |
| 長森北自主防災隊 | S58.11.11 | 長森東自主防災隊 | S58.5.20 |
| 長森南自主防災隊 | S59.5.2 |  |  |
| 南部１ブロック | 加納東自主防災団 | S56.8.1 | 加納西自主防災団 | S53.7.19 |
| 茜部自主防災隊 | S53.9.11 | 厚見自主防災隊 | S56.11.14 |
| 南部２ブロック | 三里自主防災隊 | S54.2.1 | 鶉自主防災隊 | S57.3.1 |
| 市橋自主防災隊 | S52.9.10 | 日置江自主防災隊 | S54.12.14 |
| 柳津町自主防災隊 | H18.1.1 |  |  |
| 日光ブロック | 早田自主防災隊 | S53.11.5 | 則武自主防災隊 | S52.7.1 |
| 城西自主防災隊 | S54.4.1 | 島自主防災隊 | S57.7.16 |
| 北部１ブロック | 三輪北自主防災隊 | S58.10.5 | 三輪南自主防災隊 | S55.11.17 |
| 藍川自主防災隊 | S58.8.24 | 岩野田北自主防災隊 | S56.5.1 |
| 岩野田自主防災隊 | S59.7.10 | 常磐自主防災隊 | S57.3.8 |
| 北部２ブロック | 長良東自主防災団 | S53.9.1 | 長良西自主防災隊 | S35.4.1 |
| 長良自主防災隊 | S52.1.1 | 鷺山校区自主防災隊 | S54.10.1 |
| 西部ブロック | 木田自主防災隊 | S60.3.17 | 七郷自主防災隊 | S60.7.1 |
| 黒野自主防災隊 | S51.11.13 | 西郷自主防災隊 | S61.1.20 |
| 方県自主防災隊 | S60.7.1 | 合渡自主防災隊 | S58.2.6 |
| 網代校区自主防災隊 | S60.7.1 |  |  |

（令和6年4月1日現在50組織　１８6，907世帯）

**２．自主防災組織規約（例）**

令和　　年　　月　　日改正

**○○自主防災隊（団）規約**

（目的）

第１条　この規約は、岐阜市地域防災計画の規定に基づき、風水害、地震等の災害に対し、○○地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「○○地区居住者等」という。）の相互の支援その他の当該地区における防災活動を行うことにより、応急対策に万全を期し、地域の秩序維持と住民福祉の確保による「減災」を図るため、○○地区の自主防災組織の規約を定めるものとする。

（組織の名称）

第２条　自主防災組織の名称は、○○自主防災隊（団）（以下「隊（団）」という。）

（事業）

第３条　隊（団）は、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 防災に関する知識の普及に関すること。
2. 各種災害に対する災害予防に関すること。
3. 災害発生時における情報の収集伝達、出火防止、消・水防活動、救出救護、避難誘導、給食給水等応急対策に関すること。
4. 防災訓練の実施に関すること。
5. 防災資機材等の備蓄に関すること。
6. 地域防災コミュニティ計画策定に関すること。
7. その他隊（団）の目的を達成するために必要な事項。

（隊（団）員）

第４条　隊（団）員は、地区内に居住する市民のうちから、各種団体員及び各種奉仕団員等を中心に隊（団）長が委嘱する。

（組織と任務）

第５条　隊（団）の防災活動を円滑に実施するため、隊（団）の中に任務を定め次の班を置く。ただし、災害の状況によりその任務に関わらず応援活動を行う。

1. 総括、情報　　　　　　情報の収集及び伝達、災害広報
2. 消、水防　　　　　　　消・水防活動、出火防止の広報
3. 救出、救護　　　　　　負傷者の救出、救護
4. 避難誘導　　　　　　　避難誘導、危険箇所の把握
5. 避難行動要支援者支援　避難行動要支援者の安否確認、その他支援
6. 給食給水　　　　　　　炊出し、給食救援物資の配分の協力
7. 市民消火隊　　　　　　初期消火、避難路の確保、延焼防止、生活用水の確保

（役員）

第６条　隊（団）に次の役員を置く。

1. 隊（団）長　　1名
2. 副隊（団）長　　名
3. 部長　　　　　　名
4. 支部長　　　　　名
5. 班長 　 　　　　名

２　隊（団）長は自治会連合会長とする。

３　役員は隊（団）長が任命する。

（防災会議）

第７条　隊（団）の運営及び活動を協議するため地域の防災会議を置く。

２　防災会議は、支部長以上の役員をもって構成し、必要ある場合に隊（団）長が招集する。

３　防災会議は、地域の防災対策推進のため次の基本事項を審議する。

1. 自主防災隊（団）の設立及び変更に関すること。
2. 自主防災隊（団）の装備に関すること。
3. 各種訓練に関すること。
4. 防災活動上必要な教育及び啓発に関すること。
5. 避難場所、避難所、避難路の選定に関すること。
6. 地域防災コミュニティ計画の策定及び変更に関すること。
7. 避難行動要支援者支援対策に関すること。
8. その他防災に関すること。

（地域防災コミュニティ計画）

第８条　隊（団）は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、地域防災コミュニティ計画を策定する。

２　地域防災コミュニティ計画は、主に次の事項について地域の実情にあわせ定める。

1. 組織の編成及び任務分担に関すること。
2. 防災知識の普及に関すること。
3. 災害危険の把握に関すること。
4. 防災訓練の実施に関すること。
5. 情報の収集伝達、避難、出火防止、初期消火、救出救護、給食給水等の防災活動に関すること。
6. 避難行動要支援者の支援に関すること。
7. 他組織との連携に関すること。
8. 地域内の避難関連施設、防災拠点施設等に関すること。
9. 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

（経費）

第9条　隊（団）の運営に要する経費は、市補助金その他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第10条　会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

２　隊（団）の会計に関し、必要な事項は別に定める。

（会計監査）

第11条　会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

２　監査役は、会計監査の結果を防災会議に報告しなければならない。

（委任）

第12条　この規約に規定するもののほか、この隊（団）の運営に必要な事項は防災会議で定める。

附則

　この規約は、令和　　年　　月　　日から施行する。

＜参考（会計処理について）＞

自主防災隊のお金を管理するうえで注意すべき点として参考となる資料

総務省ホームページ「コミュニティ団体運営の手引き」

～自治会、町内会、その他地域活動を行うグループの皆さまに～

　**・会計の考え方（基本編）**　**・会計の考え方（発展編）**

https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/kenkyu/community\_governance/27329\_3.html

**◎市からの補助金により購入した物品の取扱いについて、下記の規定に準じ、適正管理をお願いします。**

岐阜市自主防災組織連絡協議会財務規程（抜粋）

(物品の分類)

第13条　物品（連絡協議会が使用するために保管する動産をいう。以下同じ。）は、次の区分により調達し、及び管理する。

(1)　備品　その性質又は形状を変化することなく概ね1年以上にわたって使用に耐える物品をいう。ただし、次に掲げる物品は、消耗品とする。

ア　取得単価（生産又は寄付に係るものその他の取得単価のない物品については評価額）が2万円未満の物品。ただし、保存の必要がある物品については、この限りでない。

イ　美術品及び骨董品以外のガラス製品、陶磁器その他破損しやすい物品

ウ　記念品、報奨品その他の報償用物品

(2)　消耗品　1回又は短期間の使用により消費される性質の物、1回又は短期間の使用によりその形状が消耗し、又は損傷することにより再度の使用に供し得なくなる物その他の備品以外の物品をいう。

2　（略）

3　会長は、物品の調達、管理、処分等の物品取扱手続きを適正かつ円滑に処理できるよう、物品の受払いについては物品出納簿を設け、その受払状況を明らかにしなければならない。

4　会長は、備品は良好な状態で保管し、受払いの際はその都度備品台帳（様式第4号）に登載しなければならない。

(様式第4号)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 物品分類番号 | 品　　名 | 単　位 | **備品台帳（**岐阜市自主防災連絡協議会**)** |
| ・・ |  |  |
| 整理番号 | 受入年月日 | 品質規格 | 価　格 | 使　用　者 | 払出年月日(朱書)理由 | 備　考 |
|  | ・　・ |  |  |  |  |  |
|  | ・　　・ |  |  |  |  |  |
|  | ・　　・ |  |  |  |  |  |
|  | ・　　・ |  |  |  |  |  |
|  | ・　　・ |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  | ・　　・ |  |  |  |  |  |

**３．地域防災コミュニティ計画（例）**

**○○自主防災隊（団）　地域防災コミュニティ計画**

**１ 目的**

　 この計画は、岐阜市地域防災計画の規定に基づき、風水害、地震等の災害に対し、○○地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「○○地区居住者等」という。）の相互の支援その他の当該地区における防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

**２ 地域の特性**

　我々の住む○○地区は、南に△△川が流れ、これに流入する小河川が地区の各所に存じている。また、近年、東部において農地開発が進み、多くの住宅建設されたことにより、地域内人口が増加傾向にある。

　平成30年度から31年度にかけて市が公表した主要河川の洪水ハザードマップによると、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域には５ｍ以上の浸水が想定されている地域も見られる。

　また、令和2年度に岐阜市が行った「南海トラフの巨大地震」の被害想定調査によると、地域のほぼ全域が震度６弱以上の揺れに見舞われることとなっており、人的、住宅被害が多くみられる。また南部では大規模な液状化も予測されている。

　なお、地域北部の山林には土砂災害警戒区域、急傾斜地には土砂災害特別警戒区域が指定され土砂災害への警戒も必要である。

**３ 計画事項**

　この計画に定める事項は、次のとおりとする。

1. 自主防災隊（団）の編成及び任務分担に関すること。
2. 防災知識の普及に関すること。
3. 災害危険の把握に関すること。
4. 防災訓練に関すること。
5. 情報の収集伝達に関すること。
6. 避難に関すること。
7. 出火防止、初期消火に関すること。
8. 救出・救護に関すること。
9. 給食・給水に関すること。
10. 避難行動要支援者の支援対策に関すること。
11. 他組織との連携に関すること。
12. 地域内の避難関連施設、防災拠点施設等に関すること。
13. 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

**４ 自主防災組織の編成及び任務分担**

　災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため、次のとおり自主防災隊（団）を編成する。

【編成例－別添図１】

**５ 防災知識の普及啓発**

地域住民の防災意識を高めるため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

1. 普及・啓発

普及・啓発事項は次のとおりとする。

* 1. 防災組織及び地域防災コミュニティ計画に関すること。
	2. 地震、水害、火災等についての知識に関すること。
	3. 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
	4. 地震発生後72時間における活動の重要性に関すること。
	5. 食料等を3日分以上確保することの重要性に関すること。
	6. その他防災に関すること。
1. 普及・啓発方法

防災知識の普及・啓発方法は次のとおりとする。

* 1. 広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
	2. 研修会、映画会等の開催又は他機関開催の講演会等への参加
	3. パネル等の展示
1. 実施期間

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形で随時実施する。

**６ 地域の災害危険の把握**

　地域固有の防災問題を事前把握し、災害予防に役立てるため次のとおり行う。

1. 把握事項
2. 危険地域、区域、箇所
3. 地域内の消防・防災施設、設備
4. 地域の災害履歴、災害に関する伝承
5. 大規模災害時の消防活動
6. 把握の方法
7. 岐阜市地域防災計画
8. 研修会、座談会、講演会等の開催
9. 災害記録の編さん

**７ 防災訓練**

　大規模災害の発生に備え、情報収集・伝達、消火、避難等を迅速かつ的確に実施するため、個々の能力を向上させるとともに、皆が共通認識をもって協力して防災活動が行えるよう、次により防災訓練を実施する。

1. 訓練の種別

訓練は、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

1. 個別訓練の種類
2. 情報収集・伝達訓練
3. 初期消火訓練
4. 避難訓練（避難所開設・運営訓練、避難行動要支援者支援訓練含む）
5. 救出・救護訓練
6. 給食・給水訓練
7. その他訓練
8. 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に連携して行うもの。

1. 体験イベント型訓練

防災を意識せず災害対応能力を高めるため行うもの（地震体験やランタンづくりなど）。また、実際に災害が発生した際の行動にあわせ行動途中で課題を完了しながら行う発災対応型訓練も含む。

1. 図上訓練（DIG、HUG、クロスロード）

実際の災害に備え、図上で災害時の行動等をイメージして行うもの。

1. 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

1. 訓練の時期及び回数
2. 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に行う。
3. 総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練等にあっては随時実施する。

**８ 情報の収集・伝達**

　被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急対策を講じるため、情報の収集・伝達を次のとおり行う。

1. 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

1. 情報の収集・伝達方法
2. 電話
3. テレビ、ラジオ（緊急割込み放送含む）
4. インターネット
5. 同報系防災行政無線（J-ALERT含む）
6. 移動系（ＭＣＡ）防災行政無線
7. エリアメール
8. アマチュア無線
9. 広報車等

**９ 避難**

　水害発生危険や火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

1. 避難誘導の指示

市から発令される避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）に従い、又は隊（団）長が必要と認めたときは、隊（団）長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

1. 避難誘導

避難誘導班員は、隊（団）長の指示を受けたときは、避難計画書に基づき住民を避難場所等に誘導する。

(3) 避難所の開設、運営

避難所の開設、運営は「避難所運営マニュアル」により行う。

(4) 避難計画書

【避難計画－別添表１】

**10 出火防止及び初期消火**

1. 出火防止

大地震時等において、火災による被害拡大防止の観点から、出火防止の徹底を図るため、毎月１日の「市民防災の日」に、各家庭において以下の事項に重点を置いて点検整備する。

1. 火気使用器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
2. 可燃性危険物等の保管状況
3. 消火器等消火資機材の整備状況
4. 自宅の外周りの整頓状況
5. 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、被害の拡大抑制を図るため、次の消火資機材を配備する。

1. 消火器、水バケツ等の各家庭での配備
2. 市民消火隊可搬式小型消防ポンプ（市配備）
3. 大震火災用街頭消火器（市配備）

**11 救出・救護**

1. 救出・救護活動

建物の倒壊、急傾斜地の崩落、落下物等により、救出・救護を要する者が生じた場合は、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

1. 医療機関等への連絡

救出・救護班は、負傷者が医師の手当てを要する者であると認めた場合は、次の医療機関又は市が指定避難所に設置する応急救護所に搬送する。

①○○町　××医院　　②○○町　△△病院

1. 防災関係機関の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出を必要と認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

**12　給食・給水**

　避難所等における給食・給水は、「避難所運営マニュアル」により行う。

**13 避難行動要支援者（災害時要援護者）対策**

1. 避難行動要支援者名簿及びマップ

災害時に避難状況を把握するとともに、災害時の円滑な支援体制を構築するため、市から提供される避難行動要支援者名簿などを用いて、平常時にマップ作製や支援担当者をあらかじめ割り振り、見守りなどに努める。

なお、市は、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、適切に避難行動要支援者情報を提供する。

1. 避難行動要支援者の避難支援、救出・救護方法の検討

避難行動要支援者に対する円滑かつ効率的な避難支援、救出・救護活動等についてあらかじめ検討し、訓練等に反映する。

なお、専門的見地からの支援方法等について、市、地域、消・水防団等は協力して検討するとともに、指針、マニュアル、個別避難計画等の策定に努める。

**14 他組織との連携**

　防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るよう努めるものとする。

　なお、地域内に事業所を有する事業者（企業、工場、商店等）と連携を図るよう努め、必要に応じて「協定書」、「覚書」等を交わし、大規模災害発生時の良好な連携体制の構築を図る。

**15 地域内の避難関連施設、防災拠点施設等**

　平時から地域内の避難施設や広場等の把握に努め、良好な管理状況が保たれるよう努める。なお、毎月１日の「市民防災の日」や２８日の「県民防災点検の日」など、隊（団）員連携のもと定期点検を行うよう努める。

**16 防災資機材等**

　防災資機材等の備蓄及び維持・管理に関しては次により行う。

* 1. 配備計画

① 市公共備蓄計画【公共備蓄状況－別添表２】　② 地域備蓄計画【備蓄計画例－別添表３】

* 1. 定期点検

毎年○月第1日曜日を防災資機材定期点検日とし隊（団）員が分担して総点検を

　　　実施する。なお、他に点検日を設ける場合は、総点検とは別に実施する。

【編成例－別添図１】



【避難計画－別添表１】



【公共備蓄状況－別添表２】



【公共備蓄状況－別添表２】



【公共備蓄状況－別添表２】



【公共備蓄状況－別添表２】



【公共備蓄状況－別添表２】



【公共備蓄状況－別添表２】



【公共備蓄状況－別添表２】



【備蓄計画例－別添表３】



**４．訓練実施計画例**

**①－１．個別訓練（救出・救護）**

・日時：令和○○年○月○日（○）　○時から○時まで

・場所：○○公民館

・指導者：○○消防署（団）○○分署（分団）○名

・参加者：○○自主防災隊（団）○名

・訓練内容：消防署（団）員指導のもと、建物などの下敷きになった要救助者の救出・救護方法を以下のとおり習得する。

① 倒壊家屋からの救出・救護

* 1. 廃材やベニヤを利用し、倒壊家屋の屋根部分をつくる。
	2. 屋根部分の中に要救助者を模した人形等を入れ準備完了。
	3. 救出活動は、要救助者に対し声をかけ、安心感を与えながら実施する。
	4. 建物内に進入する際は、余震の有無、足場の安全などを確かめ、二次災害の発生に注意するとともに、最小限の人数に止めること。
	5. 要救助者の状況を確認し、救出作業の妨げとなる部分は破壊し取り除く。
	6. ジャッキがある場合は、ジャッキを使用し隙間を広げる。
	7. 隙間を作り、崩れないように角材等で補強しながらこれを繰り返し順次隙間を拡大する。

② 転倒家具やロッカーに挟まれている人の救出・救護

1. 廃材やベニヤを利用し、家具等を模したものをつくる。（実物でも了）
2. 中に要救助者を模した人形等を入れ準備完了。
3. 救出活動は、要救助者に対し声をかけ、安心感を与えながら実施する。
4. 木材・バール（木材は太さ10cm以上）をテコに、あるいはジャッキを利用し隙間を作る。場合によっては、転倒家具等の一部を破壊し、内容物を除去するなどして重量を軽くすることを考える。
5. 隙間は、崩れないように角材等で補強する。

③ 高所から降りられなくなった人の救出・救護

1. はしごを使用し、自力で降りられる場合は、はしごを使用し自力で降りさせる。
2. 高齢者などの場合、救出者が一旦上にあがり、要救助者の腰にロープを結び転落防止に努める。その際、ロープが締まらないように“もやい結び”を使う。
3. 降りる人の速度にあわせ、少しずつロープを緩め、転落に注意しながら降ろす。
4. はしご下部の内側ではしごを支え、転倒防止を図ること。（表は万が一転落した場合二次災害につながる）

　＜参考＞

**クラッシュ症候群をご存じですか？**

　　クラッシュ症候群は、倒壊家屋などの下敷きになり長時間圧迫された筋肉が開放された際に、血液中にカリウムなどの有害物質が大量に流れだし、心室細動や心停止を引きおこすもので挫滅症候群とも言われています。一見して症状の判別が難しいため、身体への影響を軽く見ていると突然死に至る危険な疾患で平成7年の阪神・淡路大震災で広く一般に知られるようになりました。

　　筋肉壊死の時間的目安とされるがれきや重量物に2時間以上挟まれている、あるいは、挫滅部位がパンパンに腫れ点状に出血しているほか、茶褐色に変色した尿が出るなどの兆候が見られると言われています。

　　このような状態で救助を行い挫滅部位を開放した場合、急激な血圧低下や心不全に至る可能性が高く、直ちに大量輸血や輸液、血液透析を行う必要があるため、医師の管理下における救助や、救助後の迅速な病院搬送が求められます。

　　そのため、万が一そのような現場に遭遇したときには、むやみにがれきの撤去は行わず、周囲の方にすぐに119番してもらうよう呼びかけるとともに、負傷者に声をかけて励まし、体温が低下しないように毛布などで保温するなど、救急隊が到着するまでできるだけの応急措置が行えるよう、クラッシュ症候群を正しく理解することが必要です。

**①－２．個別訓練（普通救命講習）**

・日時：令和○○年○月○日（○）　○時から○時まで

・場所：○○公民館

・指導者：○○消防署（団）○○分署（分団）　救命講習指導員○名

・参加者：○○自主防災隊（団）○名

・目的：一人法による成人に対する心肺蘇生法を中心とし、大出血時の対処方法

　　　　　　等を3時間の講習で取得する。

・訓練内容：消防署（団）員指導のもと、以下のとおり習得する。

① 座　学

1. 応急手当の目的
2. 応急手当の必要性
3. 応急手当の対象者とその必要性
4. 傷病状態の把握による応急手当の方法
5. 応急手当の優先順位を決定するために必要な知識
6. その他

② 実　技

1. 成人の心肺蘇生法

観察 ⇒ 異物除去 ⇒　気道確保 ⇒ 心肺蘇生⇒ 人工呼吸

1. 止血法

直接圧迫止血・止血帯法

1. 普通救命講習カリキュラム
	* 指導者と打合せのうえ記載

**①－３．避難所開設・運営訓練（感染症対策）**

・日時：令和○○年○月○日（○）　○時から○時まで

・場所：○○小学校

・指導者：自主防災隊（団）常設委員、委員○名

・補助者：市防災担当部○名

・参加者：○○自主防災隊（団）○名

・目的：感染症流行下における避難所内での感染防止対策を徹底する。

・訓練内容：

① 「事前受付」の設置

　　避難所内の受付の前に感染の疑いのある方を早期に発見するため、避難所入り口外に「事前受付」を設置し、避難者に対し体調の聞き取りや検温を行う。

② 居住スペースのレイアウト確認

　　簡易型避難所テント、パーテーション等を活用し十分な間隔を確保した居住スペースのレイアウト及び設置対応手順を確認する。

③ 感染の疑いのある方の専用スペースの設置

　　学校の教室等を活用した専用スペースの確保、対応手順等を確認する。

④ 感染症対策資機材の取り扱い訓練

**②．総合訓練**

・日時：令和○○年○月○日（○）　○時から○時まで

・場所：○○小学校

・指導者：○○消防署（団）○○分署（分団）○名

　　　　　　自主防災隊（団）常設委員、委員○名

・補助者：都市防災部　○名

・参加者：○○自主防災隊（団）○名

・目的：１．組織内各班相互間の連携及び効果的な自主防災活動の実施。

　　　　　　２．各種資機材について知識及び取扱要領を習得する。

・想定：○時○分頃、震度６強の大地震が発生し、道路、水道、電気、電話など

 　各種施設に大きな被害をもたらした。

倒壊した家屋から火災が多発するとともに、負傷者が続出した。

さらに、多発した火災は、おりからの強風にあおられ延焼拡大の恐れが

あり、地域住民の迅速な避難が必要となった。

・訓練内容：

① 各戸訓練

地震発生（防災行政無線による合図）とともに、丈夫な家具の下にもぐる等身体を保護する。揺れが収まった時点で火気使用中の各家庭では、火の始末をする。

② 通報訓練

火災を発見した人は、大声で付近住民に知らせるとともに119番通報する。

③ 初期消火訓練

火災（模擬）を消火器、水バケツ及び市民消火隊ポンプ等を活用し、消火班が指導者の合図により交代して消火活動を実施する。

④ 避難訓練

初期消火活動にもかかわらず、火災が拡大したため、避難誘導班の指示のもとに○○小学校まで避難する。（事前に公園等に集合し、安否確認を行ったうえ出発）

⑤ 救出・救護訓練

避難中、落下物等による負傷者が発生したため、応急救護所（地域災害対策本部内に設置又は小学校保健室等）担架（又はリヤカー）で搬送するとともに応急手当を実施し、近隣の病院等へ搬送する。

⑥ 給食・給水訓練

災害用備蓄食料等の試食を行う。（器具を使用し炊出し訓練を実施してもよい）

**③．体験イベント型訓練**

・日時：令和○○年○月○日（○）　○時から○時まで

・場所：○○小学校

・指導者：自主防災隊（団）常設委員、委員○名

・補助者：○○消防署（団）○○分署（分団）○名、市防災担当部○名

・参加者：○○自主防災隊（団）○名、○○少年消防クラブ○名、保護者○名

・目的：チーム対抗での消火リレー・救急法リレーなどを競争して楽しみながら

 　 　消防防災に関する知識を会得する。

・訓練内容：

① 運動会形式

* 1. 消火リレー

・ペットボトルなどを火に見立て、訓練用消火器を使用して倒す。

・バケツリレーで水槽から水槽へ水を移す。

* 1. 煙体験ハウス脱出トライアル

・迷路状になった煙体験ハウスを消防署員の指導の下、素早く通り抜ける。

② 体験形式

1. 心肺蘇生法マスターへの道

・普通救命講習実践後、個別にチェックポイントを設け、チーム対抗で競う。

1. 避難生活アイデア工作

・牛乳パックやツナ缶を利用したろうそくや、ペットボトルに砂、木炭を使用した簡易ろ水器などを製作する。

1. 非常食の試食

・昼食を兼ねて、炊出し、非常食の試食を行う。

1. 防災歩け歩け大会

・地域の災害危険箇所の把握を行うとともに、過去の被災場所等を巡り地域の防災について考える。

1. 避難所開設・運営訓練

　　 ・防災倉庫の間仕切り及びロールマットを体育館に敷き、各ブースの割り振りを決め、実際に避難所運営マニュアルに基づき、受付から、避難者を振り分け、各ブースに誘導する。

**④．災害図上訓練（DIG）**※訓練に必要な地域ごとの地図は貸し出し可能です。

・日時：令和○○年○月○日（○）　○時から○時まで

・場所：○○公民館 大会議室

・指導者：自主防災隊（団）防災委員○名

・補助者：市防災担当部○名

・参加者：○○自主防災隊（団）○名、○○社会福祉協議会○名、ボランティア団体○名

・目的：様々な災害を想定し、地域の危険箇所を把握したり避難の方法等を考え

　　　　　　ることで、災害対応能力を養う。

・準備：地図、透明シート、油性ペン、ベンジン、ティッシュペーパー、付箋等

・訓練内容：

① ゲーム的感覚で、住宅地図等を活用し「地震」・「水害」など地域の実情にあった災害をテーマに設定する。

② 参加者は、「市派遣職員」、「被災地住民」、「応援に駆け付けた支援者」などになりきって演じ、立場に応じた意見を出す。（名札、ゼッケン等を用意する）

③ 最初に地域における以下のものを皆で書き込み状況把握を行う。

* 1. 公民館、学校、消防署、病院等の防災拠点や街頭消火器、防火水槽等の防災設備
	2. 主要な道路、橋、川、公園など
	3. 自宅や地域のシンボリックな建物

④ 被害想定に従い地図上に地域がどうなるか（被害）を書き込み、被害の未然防止に何が必要か話し合う。

⑤ 次に時間経過に伴う新たな災害状況を提示し、変化した被災への対応策について

新たに話し合う。

⑥ 最終的に、指導者（防災の知識を有する者等）の講評を行い終了する。

**⑤．避難所運営ゲーム（ＨＵＧ）**※ゲームに必要なHUGセットは貸し出し可能です。

・日時：令和○○年○月○日（○）　○時から○時まで

・場所：○○公民館 大会議室

・指導者：自主防災隊（団）防災委員○名

・補助者：市防災担当部○名

・参加者：○○自主防災隊（団）○名、○○社会福祉協議会○名、ボランティア団体○名

　　　　　　数人一組（７人以下）のグループを作って行う。

・目的：避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくのか、模擬体験をとお

　　　　　　して災害対応能力を養う。

・準備：ＨＵＧセット（カード）、学校の校舎と体育館の間取図、校庭敷地図、

 　 　筆記用具、付箋、ホワイトボードとボード用のマーカー、など

・訓練内容：

① 参加者は、各グループに分かれる。

・避難所HUGは、カードを読み上げてゲームを進めるため、1グループに必ず一人、カードの読上げ係を決める。

② 準備するもの

　・ゲームスペースに「校舎」、「体育館」、「校庭」の図面を置く。

・カード（避難者の状況が記載されている）を1セット準備する。

・情報掲示用のホワイトボード（無い場合は、白紙の用紙でも良い）があると良い。

・付箋（図面に添付するための物、意見交換用）と筆記用具

③ 最初に訓練の設定条件を説明する。

訓練当日の、設定条件（震度、気象条件、季節、時間、被災状況、避難者の様子）を説明する。

④ 自己紹介をする。

グループ内で簡単な自己紹介をする。グループ内全員の自己紹介までが5分程度

で終了するようにする。ときどき、長話をする人がいますので注意。

⑤ ゲーム開始と作戦会議

各グループのカード読上げ係は、カード一式を手に持ち、カードの1番から15番までを読み上げてからスペースに出し、プレイヤーは体育館にどのように配置するかを相談する。カードは1世帯分をまとめて読上げ、必ず読上げてからプレイヤーに渡す。

　　以後、次々とカードを読み上げ、プレイヤーは考えながら配置していく。

⑥ 訓練終了・まとめ

・カードをすべて配置もしくは、時間を決めて終了する。終了後は、意見交換の時間を設ける。各グループ別に対応の考え方などを発表すると良い。

**⑥．クロスロード**※必要なクロスロードセットは貸し出し可能です。

・日時：令和○○年○月○日（○）　○時から○時まで

・場所：○○公民館 大会議室

・指導者：自主防災隊（団）防災委員○名　　市防災担当部○名

・参加者：○○自主防災隊（団）○名、○○社会福祉協議会○名、ボランティア団体○名

　　　　　　数人一組（ゲームの性質上、奇数が望ましい）のグループを作って行う。

・目的：災害対応を自らの問題として考え、またさまざまな意見や価値観を参加

者同士共有し合うこと。

・準備：クロスロードセット（カード類）、ルール解説用紙、白紙用紙（Ａ４）、

 　 　筆記用具　など

・訓練内容：以下は、ベーシックルールであり、他にも様々なやり方がある。

① １人が問題カードを読上げる。

・1グループに一人、又は、全体で一人、カードの読上げ係を決める。

・カードの読上げる順番に決まりは無い。

② 全員が多数派（ＹＥＳ/ＮＯ）を予測する。

　・災害時等の非常時には、協調性を持った行動が望まれるため、他の人がどういっ

た考え、価値観を持っているかを想像して、多数派を予測する。

③ ＹＥＳカードか、ＮＯカードを、裏向けて自分の前に置く。

④ 読上げ係の合図で、一斉に表を向ける。

⑤ グループ内で、多数派（ＹＥＳ/ＮＯ）を予測できた人は、青色座布団カードを

１枚ずつもらう。少数派であった場合、何ももらえない。

　・例外として、一人だけ異なる意見である場合は、金座布団（青色座布団と等価）

を１枚もらう。その際は、たとえ、多数派でも青色座布団カードはもらえない。

⑥ 読上げ係の進行で、各々がどうして（ＹＥＳ/ＮＯ）としたのか、簡潔に発言し

もらう。その上で、読上げ係は、出てきた理由意見を、白紙用紙に箇条書き等で

記録する。[①～⑥の行程を、１０枚分繰り返す]

※ゲームとしては、最終的に座布団が最も多い者が勝利。

⑦ まとめ

・各グループで、各問題に対し、どういった理由意見が多かったか等、結果を発表

　し合い、更に他者の意見や価値観を学ぶ。

**≪新年度の各種手続き≫**

下記のことについて、お手続きいただくとともに、必要書類のご提出をお願いいたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 【手続き・提出いただくもの】 | 【提　出　方　法】 | 【締切日】 |
| **1.** | **岐阜市自主防災組織連絡協議会****「委員変更届出書」** | 令和６年度における防災担当委員（３名）の選任について、「委員変更届出書」に必要事項をご記入の上、Ｆａｘにて、岐阜市都市防災政策課までご返送ください。　委員に変更が無い場合でも、「携帯メールアドレス」の変更等はないか確認して下さい。 | **４月２６日（金）**まで |
| **2.** | **令和６年度****岐阜市自主防災組織強化対策補助金****（活動事業）****補助金等交付申請書** | 自主防災組織への補助金について、「補助金申請・実績報告　関係書類と記入例（自主防災組織活動事業）」をご参照いただき、補助金等交付申請書様式に必要事項を記入の上、郵送又は直接、岐阜市都市防災政策課までご提出ください。 |  **交付申請** **７月2６日（金）**ただし**防災訓練実施日の****2週間前**まで **実績報告** **翌年３月下旬**まで |

［備　考］

・令和６年度の補助金金額については、令和2年度の国勢調査の結果を反映しています。

詳しくは、Ｐ55に記載の一覧表をご覧ください。

・補助金申請書等様式のデータや、追加の申請書用紙をご希望の方は、随時岐阜市都市防災政策課までメールまたはお電話でお知らせください。後日指定先に送付させていただきます。なお、市ホームページからもダウンロードしてご利用いただけます。

　（岐阜市ホームページ　トップページ「ページ番号検索　１００１３５２」）

・令和６年度の自主防災組織連絡協議会負担金については、例年４月に各地域から市民協働推進部へご報告いただいている「当該年度の４月１日現在自治会加入世帯数」によって計算し決定しています。金額やお支払方法は、6月に開催予定の常設委員会の場で改めてご案内させていただきます。

岐阜市自主防災組織連絡協議会事務局　宛

※**締切：令和6年4月26日(金)**

必ず事務局までご提出ください。

（FAX：058－265－3857）

**委 員 変 更 届 出 書**

No.○　 ●●地域自主防災隊

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 令和5年度 | 変 更（どちらかに○印をつけてください） | 令和6年度変更「有」の場合、新しい委員の方についてご記入ください。変更「無」の場合でも、避難所開設に係る情報等を各委員へ配信する予定であることから、携帯メールアドレス欄だけは必ず記入し、事務局へ提出してください！！ |
| 常設委員 | ○○　○○ | 有 ・ 無 | ふりがな氏 名 |  |
| 住 所 | 〒　　　－岐阜市 |
| 電 話番 号 | 自宅（　　　　）　　　－　　　携帯（　　　　）　　　－　　　 |
| 携帯メールアドレス |  |
| 委員 | ○○　○○ | 有 ・ 無 | ふりがな氏 名 |  |
| 住 所 | 〒　　　－岐阜市 |
| 電 話番 号 | 自宅（　　　　）　　　 －　　　携帯（　　　　）　　　 －　　　 |
| 携帯メールアドレス |  |
| 委員 | ○○　○○ | 有 ・ 無 | ふりがな氏 名 |  |
| 住 所 | 〒　　　－岐阜市 |
| 電 話番 号 | 自宅（　　　　）　　　 －　　　携帯（　　　　）　　　 －　　　 |
| 携帯メールアドレス |  |

**地 域 防 災 訓 練 調 査 票**

★令和6年度の地域防災訓練について現時点でわかる範囲でお答えください。

１．実施日　（　　　）月（　　　）日

２．実施場所（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

３．内容についてあてはまるものに○印をご記入ください。

集合型・発災型・ＤＩＧ・ＨＵＧ・その他（　　　　　　　）

※調査票は切り離さず、このまま「委員変更届出書」とあわせてＦＡＸで送付ください。

なお、地域防災訓練の詳細が決まりましたら、岐阜市都市防災部(TEL:058-267-4763)まで

ご連絡いただきますようお願いします。

**５　岐阜市自主防災組織強化対策補助金**

岐阜市自主防災組織強化対策補助金は、当初、平成２５年度より３年間を目安として、直近の大規模災害に備え、各地区の特性に併せて必要な防災資機材等を整備していただくことを目的に運用してまいりました。しかし、平成２８年度に発生した熊本地震では、こうした防災資機材等のハード整備だけでなく、地域における防災人材の育成等ソフト面での強化も重要な課題として注視されるようになったこともあり、本補助事業を継続実施しているところです。

以降の記載事項を参照いただき、引き続き適正な補助金交付手続きへのご協力をお願い申し上げます。

１．補助金等交付申請書の提出について

（例①）訓練実施日 ：6月　7日

（例）⇒提出期限：５月２４日

（例②）訓練実施日 ：９月　６日

（例）⇒提出期限：７月30日

　　・提出期限：原則、**令和6年７月26日（金）**まで‼



ただし、事業内訳書の防災訓練費(5)に**防災訓練に係る予算を計上**し、

かつ、**訓練実施日が４～７月中**にある場合は、

**その実施日２週間前**までに提出するようにしてください。

訓練実施後に、防災訓練に係る予算を計上した申請書をご提出いただいて

も、受理できませんのでご注意ください。

　　・提 出 先：**岐阜市 都市防災政策課**

２．申請書類について

①「補助金等交付申請書」　【P.40 参照】

②「令和○○年度　　　地域防災活動事業計画書」　【P.41 参照】

③「令和○○年度　　　地域防災活動事業収支予算書」　【P.42 参照】

④「事業費支出内訳表」　【P.43～46 参照】

※様式のデータを希望される場合は、岐阜市ホームページのトップページ、

「ページ番号検索１００１３５２」よりダウンロードしてご利用ください。

（電子メールでの申請書提出先：bousai＠city.gifu.gifu.jp）

※防災訓練の訓練計画については、作成が間に合わない場合、省略を可とします。

３．補助金交付手続きについて (自主防災組織活動事業)

ステップ② 実績報告

「補助事業等実績報告書類」を、岐阜市都市防災政策課に提出。

３月下旬頃

岐阜市から、

補助金振込み

(前払い)

ステップ① 交付申請

「補助金等交付申請書類」を、岐阜市都市防災政策課に提出。

7月26日 ただし 訓練実施日２週間前

４．収支予算書作成に係るお願い

近年、健全な財政運営をはかるため、市が交付する補助金の使途については、より一層厳正な審査が求められるようになっております。そのため、正確かつ明瞭な収支予算書の作成にご協力いただきますようお願いします。

（収支予算書の記載方法についての注意事項！！）　※記入見本は、P.42～46参照

①収支予算書様式(P.42)は、本市が補助金の使途を把握するためにご報告いただく

ものであり、防災活動に係る経費全てを記載していただく必要はありません。

②本補助金は、防災資機材の購入や地域での防災研修、訓練の運営等、防災に係る

様々な経費に充当していただくことができます。

ただし、参加者への食事やお酒の提供、防災啓発と無関係の記念品配布等、

補助の対象外となるものもありますので、詳しくは、Ｐ.36～39の別表１をご参

照ください。

　　　※なお、補助の対象外経費や、補助金額を超える部分については、自治会連合会からの持出し金でご負担願います。

　　③収支予算書様式に記載いただく内容・金額は、徴取した見積書やカタログ等を

参考にしていただき、あくまで予定・概算金額で結構です。

ただし、必ず申請書の提出期限に間に合うよう作成してください。

※なお、最終的に使った内容・金額は、年度末の実績報告書で報告いただくことになります。

５．相手方登録の変更について

以下に当てはまる場合は、補助金のお振込みが

できない状態となるため、速やかに右図「相手

方登録変更届」のご提出が必要になります。

①自主防災隊(団)長様が交代される場合

②振込先口座の名義を変更される場合

③振込先口座を変更される場合

　　該当する場合は、右図「相手方登録変更届」の

様式を送付しますので、都市防災政策課までご連

絡をお願いします。

なお、相手方登録の変更については、

自治会連合会としての届け出とは別に行う必要が

あります。

別表１　防災活動事業にかかる補助金の交付対象経費一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 科　目 | 補助対象にできる経費（例） |
| 目 | 節 |
| 事業費 | 防災普及啓発費(1) | **⇒防災知識の普及啓発に関すること**・防災パンフレット作成代・防災マップ作成代・防災関係資料の作成代 |
| 防災研修費(2) | **⇒地域防災リーダーの育成に関すること**・地域で実施する防災研修会の開催、視察等研修費・防災士育成費の助成・自主防災組織連絡協議会の負担金・市民消火隊への助成≪対象外経費≫◎防災研修会や市民消火隊への助成のうち、単なる食事会経費や防災啓発に無関係の記念品配布経費は対象外 |
| 防災資機材費(3) | 【①情報収集伝達資機材】⇒災害時、地域内外との情報伝達を行うほか、情報を得るための資機材・トランシーバー・防災ラジオ・メガホン、マイク類・避難所用テレビ、ＰＣ（災害に関する情報を収集するためのもの）・その他情報収集伝達資機材として妥当であるもの |
| 【②初期消火用資機材】⇒初期の火災を消火するための資機材・消火器・消火用バケツ・動力ポンプ一式・その他初期消火用資機材として妥当であるもの |
| 【③救出用資機材】⇒要救助者を救出し、搬送するための資機材・はしご・バール・ジャッキ・リヤカー、一輪車・ボート・救出工具袋セット・スコップ、シャベル・その他救出用資機材として妥当であるもの |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業費 | 防災資機材費(3) | 【④救護用資機材】⇒救出した者を看護するための資機材・担架・救急セット・その他救護用資機材として妥当であるもの |
| 【⑤給食給水用資機材】⇒避難所での炊出しや水の確保に使う資機材・釜、鍋・炊出し用具類・給水タンク・ガスボンベ・その他給食給水用資機材として妥当であるもの≪対象外経費≫◎備蓄用の非常食や飲料水等の購入経費は対象外。 |
| 【⑥避難用資機材】⇒避難所の居住環境向上、運営のための資機材・発電機一式・テント・テント用金具等・シート・毛布・避難所用マット・簡易テント・防雨シート・簡易トイレ・間仕切り、ダンボールベッド・折畳み椅子、テーブル・ストーブ・その他避難用資機材として妥当であるもの |
| 【⑦安全管理用資機材】⇒避難時の安全管理のための資機材・ヘルメット・ライフジャケット、ベスト、ビブス・防災服、帽子、手袋・レインコート・ランタン・投光器、照明器具・カラーコーン・ロープ・その他安全管理用資機材として妥当であるもの |
| 事業費 | 防災資機材費(3) | 【⑧その他の資機材】⇒その他防災に資する資機材・非接触体温計・鍵・乾電池・コード類・収納ケース類・その他の資機材として妥当であるもの |
| 防災施設費(4) | ・防災資機材等を収納する収納庫、防災倉庫の購入費・収納庫や防災倉庫に棚等を設置し改良する経費・収納庫や防災倉庫の維持に係る消耗品の交換経費≪対象外経費≫◎本補助金を充当し、収納庫や防災倉庫を購入するには、設置する用地が、「自ら所有する土地」、又は、「所有者と相当期間の使用貸借契約を結んだ場合」に限られます。◎収納庫や防災倉庫を設置するための土地購入費や賃借料は対象外 |
| 防災訓練費(5) | 【①防災訓練事業費】⇒訓練当日に係る経費・炊出し食材代・訓練参加者に配布する飲料代・訓練参加者に配布する防災啓発記念品代・訓練開催に係る保険料・発動発電機の取扱い訓練や、炊出しで使用する燃料代・訓練で使用する三角巾、軍手等の消耗品や材料代・炊出しで使用する使い捨て容器、割りばし等の消耗品代・会場借上げ料(災害時に利用が想定される場所に限る)・その他防災訓練事業費として妥当であるもの≪対象外経費≫◎訓練の炊出しと無関係の食事代は対象外。◎業者から資機材等を賃借したり、訓練会場へ資機材等の運搬を委託したりする場合の賃借料及び輸送費は対象外（ただし、覚書を結んでいる等、災害時も同様に賃借や運搬をしてもらえる体制が取れているのであれば可。）◎訓練当日に使用しない、備蓄目的の非常食や飲料水、その他消耗品は対象外★訓練で一時的に使用するだけでなく、今後も倉庫等で保管し使用するような資機材は、防災訓練費(5)ではなく、防災資機材費(3)へ計上すること。 |
| 事業費 | 防災訓練費(5) | 【②防災訓練会議費】⇒防災訓練に係る事前の打合せ会議、反省会等に係る経費・会議参加者に配布する飲料代・会議会場の借上げ料・その他防災訓練の会議費として妥当であるもの≪対象外経費≫◎打合せ会議や反省会等での食事代は対象外。 |
| 【③防災訓練事務費】⇒防災訓練に係る印刷費、通信費、事務用品等消耗品費・訓練に係る案内文の印刷代・訓練会議の資料印刷代・チラシやポスター印刷代・切手、封筒、はがき代・事務作業等で使う文房具代・ｿﾌﾄｳｪｱ、ｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ使用料・その他防災訓練の事務費として妥当であるもの |

補助金の交付対象外となる経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会議費 | 会議費 | （防災訓練や防災研修会以外の経費を計上する場合）・防災研修会の開催経費については、「防災研修費（２）」に含めて計上してください。・防災訓練費（５）に計上しない場合は補助対象外となります。 |
| 事務費 | 印刷費 | （防災訓練や防災研修会以外の経費を計上する場合）・防災研修会の開催経費については、「防災研修費（２）」に含めて計上してください。・防災訓練費（５）に計上しない場合は補助対象外となります。 |
| 通信費 | （防災訓練や防災研修会以外の経費を計上する場合）・防災研修会の開催経費については、「防災研修費（２）」に含めて計上してください。・防災訓練費（５）に計上しない場合は補助対象外となります。 |
| 消耗品費 | （防災訓練や防災研修会以外の経費を計上する場合）・防災研修会の開催経費については、「防災研修費（２）」に含めて計上してください。・防災訓練費（５）に計上しない場合は補助対象外となります。 |

様式第1号(第4条関係)

　　　　年　　月　　日

(あて先)岐阜市長

申請者の住所　岐阜市○○町○-○

申請者の氏名　 ●●● 　自主防災隊（団）

隊（団）長 岐 阜　太 郎

補助金等交付申請書

　岐阜市補助金等交付規則第4条の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業等の名称 | 自主防災組織活動事業 |
| 補助事業等の目的及び内容 | ●●地域　防災活動事業 |
| 補助金等の交付申請金額 | ○○○,○○○円 |
| 添付書類 | 1　事業計画書2　収支予算書又はこれに代わる書類3　仕様書、設計書及び図面(工事施行の場合)4　その他 |

◎P.55の補助金額一覧表の中から該当地域の金額を記入してください。（限度額を超える場合は限度額まで）

令和○○年度 ●● 地域防災活動事業計画書

※各年度の「4/1～3/31までの期間」での防災活動事業の予定について記載

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月　日 | 事　業　内　容 | 備　　考 |
| 4月○○日5月○○日◎申請時、既に終了している行事や、開催予定日が決まっている行事については、具体的に「日付」、もしくは、「実施期間」を記載してください。6月上旬7月下旬8月中旬9月中旬10月上旬11月上旬11月下旬3月中旬 | 防災会議(令和○○年度事業計画の作成)岐阜市自主防災組織連絡協議会常設委員会への出席市民消火隊　放水訓練地域防災訓練打合せ会議◎参加予定（参加した方）の「人数」を、概数で結構ですので記載してください。ブロック別会議防災資機材の点検（防災資機材の購入）地域防災訓練実施岐阜市総合防災訓練参加岐阜市自主防災組織活性化研修防災会議(令和○○年度実績報告の作成) | 20人1人20人20人10人30人200人20人5人20人 |

令和○○年度 ●● 地域防災活動事業収支予算書

◎「負担金」は、「収入の合計金額」から「岐阜市からの補助金」と「雑収入」を差引いた金額。

収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(単位:円)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　　目 | 予　算　額 | 付　　　記 |
| 目 | 節 |
| 負担金 | 負担金 | 89,120 | ●●自治会連合会負担金 |
|  | 計 | 89,120 |  |
| 補助金 | 補助金 | 293,000 | 岐阜市からの補助金 |
|  | 計 | 293,000 | ◎P.55の補助金額一覧表の中から該当地域の金額を記入してください。（限度額を超える場合は限度額まで） |
| 雑収入 | 雑収入 | 0 |  |
|  | 計 | 0 |  |
| 合　　計 | 382,120 |  |

支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(単位:円)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　　目 | 予　算　額 | 付　　　記 |
| 目 | 節 |
| 事業費 | 事業費 | 357,120 | 別紙「事業費支出内訳表」のとおり◎事業費の詳細は、「事業費支出内訳表」（P.43～46参照）に記載し、その「合計金額」だけ、ここに記載してください。また、必ず補助金の額と同額以上となるようにしてください。 |
| 計 | 357,120 |  |
| 会議費 | 会議費 | 10,000 | 防災会議お茶代 |
| 計 | 10,000 |  |
| 事務費 | 印刷費 | 5,000 | 資料・チラシ印刷 |
| 通信費 | 5,000 | 切手代 |
| 消耗品費 | 5,000 | 事務用品 |
| 計 | 15,000 |  |
| 合　　計 | 382,120 | ◎「会議費」及び「事務費」への計上は任意とします。 |

※　予算の執行上必要があるときは、科目間の流用をすることが出来る。

事業費支出内訳表

◎研修会や市民消火隊等に係る経費を計上する場合は、備考欄に具体的な使途を記入してください。その際、食事代や防災啓発に無関係な記念品は、補助対象外となるため、記載しないでください。

節：防災普及啓発費(1)

(1)防災知識の普及啓発に関すること

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 具体的な内容 | 単価(円) | 数量 | 金額(円) | 備考 |
| ☑防災パンフレット作成□防災マップ作成□防災資料作成□その他（　　　　　　　　　　） | 50◎「協議会負担金」の正式な金額は、6月の常設委員会で決定し、その後ご案内する予定です。申請段階では、正式な金額が間に合わない恐れがあることから、P.56の昨年度の負担金金額を記載しておいてください。 | 1,000部 | 50,000 |  |

節：防災研修費(2)

(２) 地域防災リーダー育成に関すること

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 具体的な内容 | 単価(円) | 数量 | 金額(円) | 備考 |
| ☑防災研修会□防災士育成費助成☑市民消火隊助成☑その他（自主防災組織連絡協議会負担金） | 90,0009,00011,000 | 一式一式1 | 90,0009,00011,000 | ・行先：○○○○バス代80,000円、・お茶代40人分、諸経費・お茶代(訓練3回×20人)、・軍手等消耗品代 |

節：防災資機材費(３)

(３) 次に掲げる防災資機材の購入又は維持管理に要する経費

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 具体的な内容 | 単価(円) | 数量 | 金額(円) | 備考 |
| ①情報収集伝達資機材□トランシーバー□防災ラジオ　　□メガホン　　　□避難所用TV□情報収集伝達用PC□その他（　　　　　　　　　　） |  |  |  |  |
| ②初期消火用資機材□消火器　　　　□動力ポンプ一式□その他（　　　　　　　　　　） |  |  |  |  |
| ③救出用資機材□はしご□バール□ジャッキ□リヤカー□ボート　☑その他（例：救助工具袋セット） | 35,000 | 1個 | 35,000 | ◎購入予定の商品の品番・型番・具体的な特徴等をできる限り記載してください。・123－ABC型 |
| ④救護用資機材□担架 □救急セット□その他(　　　　　　　　　　) | ◎備蓄目的の非常食及び飲料水等は、補助金対象外なので注意してください。 |  |  |  |
| ⑤給食給水用資機材□釜　□鍋□炊出し用具類□給水タンク□ガスボンベ□その他(　　　　　　　　　　) |  |  |  |  |
| ⑥避難用資機材□発電機一式□テント□テント用金具等□シート□毛布□避難所マット□簡易テント□防雨シート□簡易ベッド□簡易トイレ□簡易間仕切り□折畳み椅子□折畳みテーブル□ストーブ□その他(　　　　　　　　　　) |  |  |  |  |
| ⑦安全管理用資機材☑ヘルメット□ライフジャケット□防災服□レインコート□ランタン□ライト□その他(　　　　　　　　　　) | 2,500 | 30個 | 75,000 | ・DE-45 FG型 |
| ⑧その他の資機材購入費□非接触体温計□乾電池□その他(　　　　　　　　　　) |  |  |  |  |

節：防災施設費(４)

(４) 次に掲げる施設の整備又は施設の維持管理に要する経費

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 具体的な内容 | 単価(円) | 数量 | 金額(円) | 備考 |
| ①収納庫　 |  |  |  |  |
| ②防災倉庫◎本補助金を充当し、収納庫や防災倉庫を購入するには、設置する用地が、「自ら所有する土地」、又は、「所有者と相当期間の使用貸借契約を結んだ場合」に限られます。◎収納庫や防災倉庫を設置する土地の購入費や賃貸借経費は、補助の対象外となります。一方、維持管理に要する資機材の追加（棚の設置等）、必要消耗品の交換経費等は、補助対象経費となります。 |  |  |  |  |

節：防災訓練費(５)

(５) 次に掲げる訓練に要する経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 具体的な内容 | 金額（円） | 備考 |
| ①防災訓練事業費⇒訓練当日に係る経費　・炊出し食材代　・配布飲料代　・記念品代　・保険料　・発電機の燃料代　・訓練消耗品代　・その他　　（　　　　　　　　　） | 75,300◎備考欄に、対象経費として計上する項目を記載してください。 | ・傷害保険・軍手・紙コップ、ラップ・参加者配布用お茶　（@110円×500本） |
| ②防災訓練会議費⇒防災訓練に係る事前の打合せ会議、反省会等に係る経費　・会議のお茶代　・会議の会場借上げ代　・その他　　（　　　　　　　　　） | 7,500 | ・会議参加者お茶　（@110円×40本）・会議室借上げ代 |
| ③防災訓練事務費⇒防災訓練に係る印刷費、通信費、事務用品等消耗品費・各種案内文の印刷代・会議資料の印刷代・チラシやポスター代・切手、封筒、はがき代・文房具代など | 4,320 | ・会議資料印刷代（@5円×500枚）・切手代・文房具代 |

◎節：防災訓練費(５)に計上するかどうかは、任意となります。

◎節：防災訓練費(５)に計上した場合、必ず防災訓練実施日2週間前までに、本申請書類を提出するようにしてください。

予定・概算金額で結構なので、期限厳守でお願いします。

なお、節：防災訓練費(５)に計上しない場合は、

通常通り、７月末が本申請書類の提出期限となります。

**補助事業の実績報告について**

１．実績報告書の提出について

　　・提出期限：**令和7年3月下旬**まで‼

　　・提 出 先：**岐阜市 都市防災政策課**

２．提出書類について

①「補助事業等実績報告書」　【P.48 参照】

　②「令和○○年度　　 地域防災活動事業実績報告書」　【P.49 参照】

　③「令和○○年度　　 地域防災活動事業収支決算書」　【P.50 参照】

④「事業費支出内訳表」　【P.50～52 参照】

⑤「備品管理台帳」　【P.54 参照】

※様式のデータを希望される場合は、岐阜市ホームページのトップページ、

「ページ番号検索１００１３５２」よりダウンロードしてご利用ください。

（電子メールでの実績報告提出先：bousai＠city.gifu.gifu.jp）

３．収支決算書作成にかかるお願い

近年、健全な財政運営をはかるため、市が交付する補助金の使途については、より一層厳正な審査が求められるようになっております。そのため、正確かつ明瞭な収支決算書の作成にご協力いただきますようお願いします。

（収支決算書の記載方法についての注意事項！！）　※記入見本はP.50～53を参照

①事業費支出内訳表様式(Ｐ.51～53)で計上した経費については、監査等で必要になることがあるため、必ず領収書等を保管（翌年度から５年間）するようにしてください。

なお、領収書等自体は、原則、提出不要としております。

②本補助金は、防災資機材の購入や地域での防災研修や訓練の運営等、防災に係る様々な経費に充当していただくことができますが、一部対象外経費もありますので、詳しくは、Ｐ.36～39をご参照ください。様式第4号(第15条関係)

年　　月　　日

◎P.14参考１の補助金額一覧表の中から該当

地域の金額を記入してください。

(あて先)岐阜市長

補助事業者の住所　岐阜市○○町○○‐○

補助事業者の氏名　 ●●● 　　　自主防災隊（団）

 隊（団）長　 岐 阜　太 郎

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

補助事業等実績報告書

岐阜市補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり報告します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指令年月日 | 　　　　　　　　　年　　月　　日**(※記入不要です)** | 指令番号 | 岐阜市指令防政第　　　　号**(※記入不要です)** |
| 補助事業等の名称 | 自主防災組織活動事業 |
| 補助事業等の完了年月日 | ○○年○月○○日 |
| 補助金等の交付決定金額 | ○○○,○○○円 |
| 補助金等の既交付金額 | ○○○,○○○円 |
| 添付書類 | 1　事業実績書2　収支決算書又はこれに代わる書類3　その他 |

◎P.55の補助金額一覧表の中から該当地域の金額を記入してください。

「交付決定金額」と「既交付金額」は、両方とも同じ金額を記載してください。

令和○○年度 ●● 地域防災活動事業実績報告書

※各年度の4/1～3/31までの期間での防災活動事業の予定について記載

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月　日 | 事　業　内　容 | 人　数 |
| 4月○○日◎具体的に「日付」、もしくは、「実施期間」を記載してください。5月○○日6月○○日9月○○日8月○○日9月○○日10月○○日11月○○日11月○○日3月○○日 | 防災会議(令和○○年度事業計画の作成)岐阜市自主防災組織連絡協議会常設委員会への出席市民消火隊　放水訓練地域防災訓練打合せ会議◎参加した方の「人数」を、概数で結構ですので記載してください。ブロック別会議防災資機材の点検（防災資機材の補填）地域防災訓練実施岐阜市総合防災訓練参加自主防災組織活性化研修防災会議（令和○○年度実績報告の作成） | 20人1人20人20人10人30人250人20人5人20人 |

令和○○年度 ●● 地域防災活動事業収支決算書

◎「収入」と「支出」は、同じ金額になります。

　もし、差異がある場合は、計算間違いです。

◎P.14参考１の補助金額一覧表の中から該当

地域の金額を記入してください。

◎事業費の詳細は、「事業費支出内訳表」

P.8～9に記載し、その「合計金額」だけ、

ここに記載してください。

また、必ず補助金の額と同額以上となる

ようにしてください。

収入　３２０，５７５　円

支出　３２０，５７５　円

残高　　　　　　　０　円

◎「負担金」は、「収入の合計金額」から「岐阜市からの補助金」と「雑収入」を差引いた金額。

収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　　目 | 予算額 | 収入済額 | 比　較 | 付　　　記 |
| 目 | 節 |
| 負担金 | 負担金 |  89,120 |  27,575 | △61,545 | ●● 自治会連合会負担金 |
|  | 計 | 89,120 |  27,575 | △61,545 |  |
| 補助金 | 補助金 | 293,000 | 293,000 | 0 | 岐阜市からの補助金 |
|  | 計 | 293,000 | 293,000◎P.54の補助金額一覧表の中から該当地域の金額を記入してください。 | 0 |  |
| 雑収入 | 雑収入 | 0 | 0 | 0 |  |
|  | 計 | 0 | 0 | 0 |  |
| 合　　計 | 382,120 | 320,575 | △61,545 |  |

支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　　目 | 予算額 | 支出済額 | 比　較 | 付　　　記 |
| 目 | 節 |
| 事業費 | 事業費 | 357,120 | 298,280- | 64,160 | 別紙「事業費支出内訳表」◎事業費の詳細は、「事業費支出内訳表」P.51～53に記載し、その「合計金額」だけここに記載してください。また、必ず補助金の額と同額以上となるようにしてください。のとおり |
| 計 | 357,120 | 298,280 | △58,840 |  |
| 会議費 | 会議費 | 10,000 | 7,885 | △2,115 |  |
|  | 計 | 10,000 | 7,885 | △2,115 |  |
| 事務費 | 印刷費 | 5,000 | 4,500 | △500 |  |
|  | 通信費 | 5,000 | 2,530 | △2,470 |  |
|  | 消耗品費 | 5,000 | 7,380 | 2,380 | ◎「会議費」及び「事務費」への計上は任意とします。 |
|  | 計 | 15,000 | 14,410 | △590 |  |
| 合　　計 | 382,120 | 320,575 | △61,545 |  |

※　予算の執行上必要があるときは、科目間の流用をすることが出来る。

事業費支出内訳表

節：防災普及啓発費(1)

(1)防災知識の普及啓発に関すること

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 具体的な内容 | 単価(円) | 数量 | 金額(円) | 備考 |
| ☑防災パンフレット作成□防災マップ作成□防災資料作成□その他（　　　　　　　　　　） | 45 | 1,000部 | 45,000 |  |

節：防災研修費(2)

(２) 地域防災リーダー育成に関すること

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 具体的な内容 | 単価(円) | 数量 | 金額(円) | 備考 |
| ☑防災研修会□防災士育成費助成☑自主防災組織連絡協議会負担金☑その他（市民消火隊訓練費） | 82,12011,0006,520 | 一式1一式 | 82,12011,0006,520 | ・行先：○○○○バス代73,800円、・お茶代40人分、諸経費・お茶代(訓練3回×20人)、・軍手等消耗品代 |

節：防災資機材費(３)

(３) 次に掲げる防災資機材の購入又は維持管理に要する経費

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 具体的な内容 | 単価(円) | 数量 | 金額(円) | 備考◎研修会や市民消火隊等に係る経費を計上する場合は、備考欄に具体的な使途を記入してください。その際、食事代や防災啓発に無関係な記念品は、補助対象外となるため、記載しないでください。 |
| ①情報収集伝達資機材□トランシーバー□防災ラジオ　　□メガホン　　　□その他（　　　　　　　　　　） |  |  |  |  |
| ②初期消火用資機材□消火器　　　　□消火用バケツ　□動力ポンプ一式□その他（　　　　　　　　　　） |  |  | ◎購入した商品の品番・型番・具体的な特徴等をできる限り記載してください。 |  |
| ③救出用資機材□はしご□バール□ジャッキ□リヤカー□ボート　☑その他（例：救助工具袋セット） | 32,500 | 1個 |  32,500 | ・123－ABC型 |
| ④救護用資機材□担架 □救急セット□テント □毛布　　　□シート　　□その他(　　　　　　　　　　) | ◎備蓄目的の非常食及び飲料水等は、補助金対象外なので注意してください。 |  |  |  |
| ⑤給食給水用資機材□釜　□鍋□炊出し用具類□その他(　　　　　　　　　　) |  |  |  |  |
| ⑥避難用資機材□発電機一式□標旗　　　□腕章□簡易テント□その他(　　　　　　　　　　) |  |  |  |  |
| ⑦安全管理用資機材☑ヘルメット□ライフジャケット□ロープ□その他(　　　　　　　　　　) | 2,268 | 15個 | 34,020 | ・DE-45 FG型 |
| ⑧その他の資機材購入費□その他(　　　　　　　　　　) |  |  |  |  |

節：防災施設費(４)

(４) 次に掲げる施設の整備又は施設の維持管理に要する経費

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 具体的な内容 | 単価(円) | 数量 | 金額(円) | 備考 |
| ①収納庫　◎本補助金を充当し、収納庫や防災倉庫を購入するには、設置する用地が、「自ら所有する土地」、又は、「所有者と相当期間の使用貸借契約を結んだ場合」に限られます。◎収納庫や防災倉庫を設置する土地の購入費や賃貸借経費は、補助の対象外となります。一方、維持管理に要する資機材の追加（棚の設置等）、必要消耗品の交換経費等は、補助対象経費となります。 |  |  |  |  |
| ②防災倉庫 |  |  |  |  |

節：防災訓練費(５)

(５) 次に掲げる訓練に要する経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 具体的な内容 | 金額（円） | 備考 |
| ①防災訓練事業費⇒訓練当日に係る経費　・炊出し食材代　・配布飲料代　・記念品代　・保険料　・発電機の燃料代　・訓練で使う三角巾、軍手代　　など | 75,300◎備考欄に、対象経費として計上する項目を記載してください。 | ・傷害保険・軍手・紙コップ、ラップ・参加者配布用お茶　（@110円×500本） |
| ②防災訓練会議費⇒防災訓練に係る事前の打合せ会議、反省会等に係る経費　・会議のお茶代　・会議の会場借上げ代　　など | 7,500 | ・会議参加者お茶　（@110円×40本）・会議室借上げ代 |
| ③防災訓練事務費⇒防災訓練に係る印刷費、通信費、事務用品等消耗品費・各種案内文の印刷代・会議資料の印刷代・チラシやポスター代・切手、封筒、はがき代・文房具代など | 4,320 | ・会議資料印刷代（@5円×500枚）・切手代・文房具代 |

４．備品管理台帳の作成について（お願い）

　自主防災組織対策強化補助金に対する包括外部監査において、「補助対象経費には、防災資機材費や防災施設費があり、これらによって購入された物は、平時から使用されるものではなく、災害時に使用できる状態にあることが必要不可欠であるから、管理状況の確認は重要である。備品管理表等の提出を求めるとともに、毎年、何隊かの現物確認を行うべきである。」との指摘事項を受けて是正が求められています。

　また、自主防災隊におかれても役員交代がありますので、どのような備蓄があるのかを可視化し、引き継いでいただくことが大切です。

　つきましては、令和5年度実績報告書の提出時に、過去5年分（平成30年度から）に購入されました備品について備品台帳を作成していただき、実績報告書と併せてご提出をお願いします。

　本市の補助金執行の適正化にご協力いただきますようお願い致します。

**記載例**



　※備品台帳の様式は岐阜市ホームページ（ページ番号検索）からご利用ください。

令和6年度 岐阜市自主防災組織強化対策補助金　一覧表

【補助金計算式】

○防災活動：①均等割：138,000円＋60,000円＝198,000円と、

②世帯割：6,935,000円×

(地区の世帯数／市の総世帯数173,386世帯)の合計額

※世帯数は、直近の国勢調査結果による。

※千円以下は、切捨て処理する。



令和6年度 岐阜市自主防災組織連絡協議会負担金　一覧表

【負担金計算式】

○各地域の負担金：　7,000円＋3円×［ 当該年度4月1日現在の自治会加入世帯数※ ］

※「自治会加入世帯数」は、４月に各地域から市民協働推進部へ報告いただく数値となります。

※千円以下は、切捨て処理する。

★下記の表は、前年度の負担金額を補助金申請時の参考に掲載しています。

　なお、今年度分は、6月の常設委員会後に各地域へご案内します。



**６　防災士育成支援事業**

（１）目的

　災害時に「行政」が迅速に、応急・復旧対策に対応できるよう、地域の主体的な行動を推進するため、防災リーダーとして必要な知識や技術を身につけた「防災士」の育成を行っています。

（２）事業の概要

　本市では、各地域で実際に活動していただけるよう、平成２９年度から、各地区の自主防災隊長から推薦を頂いた方（原則各地区１名）に資格取得に必要となる研修会を受講していただいています。

２日間の専門研修やレポートの提出を経て、資格試験で合格された方に防災士の資格が与えられます。

これまでに、資格を取得された方は、下記のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 合格者 |
| 平成29年度 | ５０人 |
| 平成30年度 | ４６人 |
| 令和元年度 | ４４人 |
| 令和２年度 | 休止 |
| 令和３年度 | ３７人 |
| 令和4年度 | ３５人 |
| 令和５年度 | ４０人 |
| 合計 | ２５２人 |

※うち、女性防災士は４５名

　なお、今年度も9月上旬（予定）に資格取得研修を実施しますので、6月の常設委員会で改めて依頼させていただきますが、受講候補者の推薦をお願いします。

　また、女性の視点を踏まえた避難所運営のため、積極的な女性の推薦をお願いします。

（３）防災士の役割

本事業の防災士資格取得者は、自主防災組織の一員として下記の活動等を行うことが望ましい。

　・過去の災害伝承や地域で継続した防災啓発活動

　・地域防災訓練の企画や防災講話、DIGやHUG訓練のなどの開催

・災害時に自主防災組織が行う救助や避難所運営のサポート

（４）防災士の活動事例

　　これまでに育成した防災士の活動事例は、下記のとおりです。

　・隊長の補佐としての立場から、地域防災訓練を企画し、運営に携わった。

　・防災について、小学校や中学校で講話を行った。

　・会議や訓練等で発言の機会をいただいた。

　・地域の課題の洗い出しを行った。　など